

大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券交付事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するとともに省エネルギー等の環境保全意識の向上を図るため、自ら居住する住宅に家庭用燃料電池システムを設置した市民に対して、大和郡山市商工会が発行する市内共通商品券（以下「商品券」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象システム)

第2条 商品券の交付対象となる家庭用燃料電池システム（以下「対象システム」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 民生用燃料電池導入支援補助金交付規程（08事033102号）による一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下「F C A」という。）による燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業の実施に伴い、F C Aが指定する機器であること。
- (2) 未使用品であること（中古品は対象外）。

(対象者)

第3条 商品券の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する家屋（個人名義）であって市内に位置するものに対象システムを設置した者又は設置された新築住宅を購入した者であること。（店舗、事務所等居住の用に供する以外の部分がある場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供するもの（以下「併用住宅」という。）に限る。なお、共同住宅及び賃貸住宅を除く。）
- (2) 大和郡山市税条例（昭和25年9月大和郡山市条例第19号）による税を滞納していない者であること。
- (3) 市内に住民登録のある者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及びその者と社会的に非難されるべき関係にないこと。

(交付額)

第4条 商品券の交付額は、申請1件あたり5万円とする。

2 商品券の交付は、同一の住宅につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 商品券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し及び対象システムであることが分かる資料
- (2) 住民票の写し（原本）
- (3) 対象システムの設置状態がわかるカラー写真（機器全体が写ったもの及

び型式に関する表示が読めるもの。)

(4) 併用住宅の場合のみ、居住の用に供する部分及びその他の部分の面積が確認できる図面

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券交付申請書類提出委任届(様式第2号)を提出することにより交付申請等の手続を第三者に委任することができる。
- 3 申請書の提出は、市長が定める申請窓口に直接持参する方法によらなければならない。
- 4 市長は、申請書の受付を先着順に行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、商品券の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、審査の結果適当であると認定したときは、予算の範囲内において、商品券の交付決定を行い、申請者へ大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査において、申請が次の各号のいずれかに該当するときは、不交付と決定するものとする。

(1) 申請者又は申請に係る住宅が第3条に規定する補助対象に該当しないとき。

(2) 前条第1項の申請書又は同項各号に掲げる書類に不備があり、市長の指示にかかわらず、市長が定めた期限までに必要な補正又は書類の提出が行われないとき。

(3) 第1項に規定する調査に申請者が協力しないとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(5) 商品券の交付に必要な予算がないとき

4 市長は、商品券の不交付を決定したときは、申請者へ大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付手続き)

第7条 商品券の交付決定を受けた者は、大和郡山市商工会に対し大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券交付決定通知書を提示し、また商品券と引き換えに受領書を記入しなければならない。なお、大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券受領委任状(様式第5号)を提出することにより第三者に委任することができる。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、商品券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、これを返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正な手段により商品券の交付を受けた場合

(3) その他市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により商品券の交付決定を取り消したときは、大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券返還命令書(様式第6号)により期限を付して交付した商品券の全部に相当する額の金銭の返還を命ずるものとする。この場

合において、商品券を受領した者は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(協力)

第9条 市長は、商品券の交付を受けた者に対し、対象システムの運転状況に関するデータの提供その他地球温暖化防止対策推進のために必要な市の取り組みに協力を求めることができる。この場合において、商品券の交付を受けた者は、これに協力するよう努めるものとする。

(財産の管理等)

第10条 商品券の交付を受けた者は、対象システムをその法定耐用年数の期間中、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付事業の目的に従ってその適正な利用を図らなければならない。

2 商品券の交付を受けた者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ家庭用燃料電池の財産処分に関する届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大和郡山市家庭用燃料電池設置助成商品券交付事業要綱第3条第1号、第5条第1項第1号及び第8条第1項第3号の規定は、令和3年3月9日以降に対象システムを設置した者について適用し、平成27年2月20日から令和3年3月8日までの期間に国補助金の補助金申込・交付申請書を提出し、額の確定通知書を受けた者に係る交付申請及び交付決定の取り消しについては、なお従前の例による。